

第9号報告

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和3年11月30日

提出者

東大和市長 尾崎 保夫

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１８０条第１項の規定により、昭和４６年３月１８日議会の議決により指定された「損害賠償額の決定及び和解に関する市長の専決処分について」に基づき、次のとおり専決処分する。

令和３年９月３０日

東大和市長 尾崎 保夫

記

損害賠償の額を定めることについて

件 名	損害賠償額	相 手 方
街路樹の倒木による物損事故	１００，５４０円	東京都小平市たかの台２番１号 学校法人創価学園 理事長 谷川佳樹